

桑名市森林経営管理意向調査業務委託

特記仕様書

令和 7 年 10 月

桑名市農林水産課

桑名市森林経営管理意向調査業務委託 特記仕様書

第1章 総則

（適用範囲）

第1条 本特記仕様書は、桑名市が実施する「桑名市森林経営管理意向調査業務委託（以下「本業務」という。）に適用し、設計図書を補足し、業務に関する作業方法等の必要事項を規定するものである。

（目的）

第2条 本業務は、森林経営管理法に基づき、桑名市が主体となった森林整備及び経営管理を進めるにあたり、桑名市多度町古野地区（約 63ha、450 筆）における桑名市への経営管理権の設定について多度町古野地区内に森林を所有等する者並びに隣接地権者に対し意向を調査することを目的とする。

（準拠する法令等）

第3条 本業務は、本特記仕様書、設計図書、委託契約書によるほか、次に掲げる法令等を遵守し実施するものとする。

- （1）森林法（昭和26年法律第249号）
- （2）森林経営管理法（平成30年 法律第35号）
- （3）森林経営管理制度に係る事務の手引（令和2年12月林野庁森林利用課）
- （4）林地台帳及び地図整備マニュアル
- （5）林地台帳及び地図運用マニュアル
- （6）林野庁測定規定
- （7）三重県業務委託共通仕様書（令和3年11月）
- （8）桑名市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年条例第2号）
- （9）桑名市個人情報の保護に関する法律等施行規則（令和5年規則第22号）
- （10）桑名市契約規則等
- （11）その他関係法令・規則・通達等

（受注者の資格）

第4条 受注者は、本業務における適切な品質管理と情報管理を行うため、関係法令及び規則を遵守するとともに、以下の資格を取得し、その認証取得を証明する登録証の写しを発注者に提出すること。

- （1）ISO9001（品質マネジメントシステム）
- （2）ISO/IEC27001（情報セキュリティマネジメントシステム）
- （3）JISQ15001（プライバシーマーク制度）

2 受注者は、過去5年以内に三重県内市町において、森林経営管理意向調査業務の完了実績を有することとする。

3 本業務においては、機密性の高い情報を取り扱うことから、他へ漏洩しないよう個人情報が含まれる電子データの授受に関しては、総合行政ネットワーク（LGWAN）を介して行うため、受注者は、LGWAN-ASPのサービス事業者であること。

(技術者の資格)

第5条 受注者は、本業務の目的を十分理解した上で技術者を定め、適切な人員を配置すること。また、本業務を履行するにあたっては、発注者と常に密接な連絡をとり実施するものとする。

2 主任技術者は、「測量士」の有資格者であること。

3 本業務は、森林に対する高度な知識により管理・解析する必要があるため、これらに対応することができる森林総合監理士(フォレスター)の資格を有した者を1名以上担当技術者として配置すること。

4 配置する技術者は、受注者と直接雇用関係にあること。

(貸与資料)

第6条 本業務において受注者が必要とする資料については、書面にて発注者に申し出を行い、発注者の承諾を受けたあと使用できるものとする。

2 受注者は、貸与された図書及びその他関係資料について必要がなくなった場合、速やかに発注者に返却するものとする。

3 受注者は、貸与された資料について十分な監督のもとで利用しなければならない。万一破損した場合には、受注者の責任と費用負担において修復するものとする。

4 貸与する各種データについては、個人情報が含まれるものもあるため、取扱いについては十分に注意すること。

5 貸与資料は、以下のとおりとする。

(1) 森林簿データ

(2) 森林計画図データ

(3) 林班図データ

(4) 林地台帳データ

(5) 林地台帳地図データ

(6) 地形図 (DM データ)

(7) 写真地図データ

(8) 路網データ

(9) 法務局公図 (xml データ)

(10) 権利者確認資料(登記簿謄本、地積測量図等)

(11) 境界測量実績データ

(12) 森林の土地所有者届出書

(13) 桑名市森林整備計画

(14) 森林経営計画書

(15) 伐採届等施業履歴資料

(16) 保安林関連資料

(17) 治山事業実施予定箇所関連資料

(18) 令和6年度航空レーザ測量成果(業務名: 桑名市航空レーザ測量及び森林資源解析業務委託)

(19) その他、協議により本業遂行の遂行に必要であると判断した資料

(損害賠償)

第7条 本業務の実施にあたり、受注者が第三者に損害を与えた場合は、直ちに発注者に発生原因、経過、被害内容等を連絡して指示を受け、受注者の責任において解決することとする。これに係わる費用はすべて受注者が負担するものとする。

(守秘義務)

第8条 受注者は、本業務の実施過程で知り得た秘密を、第三者に漏らしてはならない。

(訂正、補足等の処理)

第9条 本業務の検査完了後、3年以内において不良箇所が発見された場合、受注者は発注者の指示する訂正、補足等の処理を受注者の負担にて速やかに行うものとする。

(疑義)

第10条 本特記仕様書に定めのない事項又は本特記仕様書の条項について疑義が生じたときは、発注者・受注者協議のうえ決定するものとする。

第2章 業務内容

(業務概要)

第11条 本業務の業務概要は、以下のとおりとする。

- | | |
|-------------|-----|
| (1) 計画準備 | 1 式 |
| (2) 筆界案作成業務 | 1 式 |
| (3) 意向調査業務 | 1 式 |
| (4) 打合せ協議 | 1 式 |

第3章 計画準備

(作業計画)

第12条 作業計画は、本業務の内容を十分に考慮した上で、契約書・仕様書・各種法令等により作業内容を確認し、工程等の作業計画を立案するものとする。

(資料収集整理)

第13条 資料収集整理は、発注者が貸与する各種資料を収集し、作業を効率的に進めるための整理を行うものとする。

第4章 筆界案作成業務

(筆界案作成)

第14条 筆界案作成は、公図、地積測量図、境界確認書類等の筆界線を示す既存資料、発注者より貸与される林相区分図、微地形表現図及び写真地図データ等を参考に、発注者と協議の上作成し、林地台帳の筆界線を現況の境界と推測できる位置に編集することとする。

- 2 意向調査対象者より境界の目印となりうる構造物等の位置情報の提供があった場合は、図面への反映方法等を発注者と協議の上、決定するものとする。
- 3 意向調査対象者より境界について立ち合いの要望があった場合は、対応につい

て発注者と協議の上、決定するものとする。

- 4 作成した筆界案の各線について、地形情報、林相、面積按分等、筆界案となる線形や位置をどのような理由で決定したのかを示す根拠資料として、根拠を線種や線色等で視覚化した筆界案根拠資料を作成するものとする。

第4章 意向調査業務

（情報整理）

第15条 情報整理は、発注者が提供する森林簿、林地台帳、法務局登記情報等を整理し、発注者と協議の上、発送先の一覧を作成するものとする。

（意向調査票等の作成）

第16条 意向調査票等の作成は、林野庁が示す模範例を参考にし、調査票案を作成するものとする。なお、調査票記載事項や調査協力依頼状及び説明資料等については、発注者と協議の上、作成するものとする。

- 2 意向調査票には筆界案を同封するものとする。

（意向調査票等の発送・回収）

第17条 意向調査票等の発送・回収は、調査票依頼状、説明資料、意向調査票を印刷し、宛名ラベルの貼り付け及び封緘作業を行い、調査対象者へ発送するものとする。

- 2 発送用封筒及び返信用封筒は、発注者が受注者に提供するものとする。
- 3 返信先は受注者とする。
- 4 期日までに返送が無いものについては再送を行うものとし、宛名不明等で郵送できなかったものについての取り扱いについては発注者と協議の上、決定するものとする。

（調査票結果の取りまとめ）

第18条 調査票結果の取りまとめは、前条で回収した調査票の回答内容を確認し、集計を行うものとし、自由記載された内容がある場合は、各項目に関連付けて要約することなく入力するものとする。

- 2 集計により経営管理の意向が確認できた森林を図示した図面を作成し、発注者と協議の上、筆界案の修正を行うものとする。
- 3 調査結果と調査票は作業終了後、発注者に返却するものとし、作業の途中であっても発注者が求めた場合にはその時点の結果を報告するものとする。

第6章 打合せ協議

（打合せ）

第19条 本業務における主要な打合せは、以下のとおりとする。なお、業務着手時及び業務完了時の打合せは、原則として主任技術者が立ち会うものとする。

- （1）業務着手時
- （2）中間時（1回）
- （3）業務完了時
- （4）その他、発注者受注者が必要と認めた時

第7章 検査

（検査の概要）

第20条 受注者は、成果品の品質について検査を行うこととし、検査結果が要求する品質に達していない場合は、必要な修正を行うものとする。

（各作業工程における点検、検査）

第21条 受注者は、各作業工程において点検及び検査を実施し、品質の向上に努めるものとする。

（完成検査）

第22条 受注者は、発注者の指示に基づいて本業務の工程毎及び業務完了後における発注者の検査を受けるものとし、発注者から本特記仕様書及び協議事項の定めに適合しないものとして修正指示があった場合は、速やかに修正を行うものとする。

（瑕疵責任）

第23条 成果品の納品後、種類又は品質に関して契約内容に適合しないものが発見された場合、受注者は発注者の指示に従い速やかに修正を行うものとし、これに掛かる費用は受注者の負担とする。契約不適合責任の期間は、納品後1年とする。

第8章 納入成果品

（納入成果品）

第24条 本業務における納入成果品は、下記のとおりとする。

- | | |
|----------------------------|----|
| （1）意向調査票案 | 1式 |
| （2）意向調査票取りまとめ結果(PDF、EXCEL) | 1式 |
| （3）筆界案データ(PDF、SHAPE) | 1式 |
| （4）業務報告書 | 1式 |
| （5）その他、本業務で得られた資料 | 1式 |

（履行期間）

第25条 成果品の納入期限は、令和8年3月31日までとする。

（成果品納入先）

第26条 成果品納入場所は、桑名市農林水産課とする。

以上